

多賀城市子ども医療費の助成に関する条例

(平成16年9月27日 条例第14号)

改正	平成17年 9月21日 条例第17号	〔題名改正〕
	平成18年 3月 9日 条例第 8号	平成24年12月14日 条例第32号
	平成21年 6月18日 条例第22号	平成28年 3月 8日 条例第18号
	平成24年 6月18日 条例第19号	

多賀城市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年多賀城市条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、乳幼児の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

一部改正〔平成24年条例32号〕

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、次に掲げる者で、子どもを監護しているものをいう。

(1) 父又は母

(2) 父母以外の者でその子どもと同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの

一部改正〔平成24年条例32号〕

（助成対象者）

第3条 この条例により医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により現に保護を受けている者を除く。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの

2 前項の規定にかかわらず、子どもの保護者の前年（助成対象者が1月から9月までの間に療養の給付等を受けた場合にあっては、前々年）の所得がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該子どもは、助成対象者としなない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成24年条例19号、32号〕

（助成）

第4条 市は、助成対象者に係る医療費（助成対象者のうち13歳に達する日の属する年度の初日から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者にあつては、入院に係るものに限る。）のうち一部負担金（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法に定める一部負担金の額から法令の規定に基づく国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付並びに保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに付加給付に係る額を控除した額をいう。以下同じ。）について、当該助成対象者の保護者に助成するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、その助成を行うことができる。

全部改正〔平成17年条例17号〕、一部改正〔平成18年条例8号・21年11号・22号、24年32号・28年18号〕

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者の保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより、受給資格登録申請書を市長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 前項に規定する期限の到来後、引き続き医療費の助成を受けようとする助成対象者の保護者は、規則で定めるところにより、更新登録申請書を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、更新登録申請書の提出を省略させることができる。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により登録した者に対し、受給者証を交付する。

（受給者証の提示）

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、助成対象者が医療機関等において療養の給付等を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、市が受給者に代わって一部負担金を医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定による支払は、宮城県国民健康保険団体連合会を通じて行うものとする。

全部改正〔平成17年条例17号・18年8号〕

第9条 前条の規定にかかわらず、受給者が医療機関等で一部負担金を支払った場合における医療費の助成は、当該一部負担金を支払った時から2年以内に、規則で定めるところにより、市長に申請することによって受けることができる。この場合において、受給者が死亡等の事由により申請することができないときは、当該受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長の定める者が申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し、規則で定めるところにより、当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

一部改正〔平成17年条例17号・18年8号〕

（届出義務）

第10条 受給者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであり、当該助成対象者に対して第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その限度において医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（助成した医療費の返還）

第13条 市長は、偽りその他の不正行為により医療費の助成を受けた者がいるときは、その

者から当該助成をした医療費の全部又は一部を返還させることができる。

一部改正〔平成17年条例17号〕

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（受給資格の登録等の特例）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る新条例第5条及び第6条の規定に関する事務は、この条例の公布の日から行うことができる。

附 則（平成17年9月21日条例第17号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

2 略

（多賀城市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に行われた療養の給付に係る前項の規定による改正前の多賀城市国民健康保険条例第6条の規定により支払を要しないこととされた一部負担金の取扱いについては、なお従前の例による。（後略）

附 則（平成18年3月9日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月3日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)においてこの条例による改正後の多賀城市子ども医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第 3 条の規定により新たに助成対象者となる者の保護者は、施行日前においても、新条例第 5 条に規定する受給資格の登録の申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により受給資格の登録の申請があった場合は、施行日前においても、新条例第 5 条に規定する受給資格の登録及び新条例第 6 条に規定する受給者証の交付を行うことができる。
- 4 新条例の規定は、施行日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 8 日条例第 1 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。